

雇児発1227第6号
平成25年12月27日

各 { 都道府県知事
指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

児童相談所運営指針の改正について

児童相談所の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け児発第133号）において具体的に示しているところであるが、今般、「児童相談所運営指針」の一部を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し周知を図られたい。

この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

なお、通知の主な改正点及び留意点については別紙のとおりであるので、参考とされたい。

(別 紙)

児童相談所運営指針の主な改正点及び留意点

(改正点)

- ・ 家事事件手続法の施行に伴う関係条項の改正
- ・ 特定妊婦に係る相談受付及びその後の支援について追加
- ・ 転居に伴う他の児童相談所へのケース移管及び情報提供について追加
- ・ 子どもの所在が把握できない場合の対応を追加
- ・ 児童記録票を長期保存する場合の例示として、養子縁組等の場合を記載
- ・ 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置について記述を追加
- ・ 障害保健福祉施策に関する記述を改正

(留意点)

今般の改正において、養子縁組が成立した児童等の児童記録票については、当該児童の出自を知る権利を擁護する観点から長期保存とすることとしているが(第3章第2節11.)、養子縁組あっせんの実態の把握やその在り方については、来年度より調査研究の実施を予定しているところであり、この結果も踏まえ、記録の保存の在り方も含めた検討を行うこととしている。このため、検討結果が出るまでの暫定的な取り扱いとして、当該児童の児童記録票については当面の間、保存期間終了後も廃棄せず保管しておくこと。

児童相談所運営指針 新旧対照表

改正後	現行
<p>児童相談所運営指針 (目次) 第1章 ～ 第5章 (略) 第6章 事業に係る留意事項 第1節～第8節 (略) 第9節 <u>虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置</u> 第7章 ～ 第8章 (略)</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節・第2節 (略) 第3節 相談の種類とその対応 1. (略) 2. 各種相談の対応の基本 (1) 養護相談 ア (略) イ 特に虐待の場合には、地域の関係機関から構成され、子どもやその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の市町村における設置や運営を支援するなど、虐待の予防・早期発見から虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの関係機関による連携体制づくりに努める。通告等がありながらも、保護者等に相談を受ける動機づけが乏しい場合も多く、一方で判断や対応を誤ると死亡等の重大な事態を招きかねないため、とりわけ迅速な対応と的確な判断が求められる。このため、平成11年3月29日児企発第11号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャートの積極的な活用を図るとともに、子どもの安全確認を最優先し速やかに行うことが必要である。援助方針を検討するに当たっては、常に子どもの最善の利益に留意し、場合によっては、施設入所の承認を得るための家庭裁判所に対する家事審判の申立てや親権喪失の<u>審判等</u>の請求も検討する。なお、この際においても保護者等に対して相談援助技術を駆使しながら十分な指導と調整を行う。 ウ (略)</p>	<p>児童相談所運営指針 (目次) 第1章 ～ 第5章 (略) 第6章 事業に係る留意事項 第1節～第8節 (略)</p> <p>第7章 ～ 第8章 (略)</p> <p>第1章 児童相談所の概要 第1節・第2節 (略) 第3節 相談の種類とその対応 1. (略) 2. 各種相談の対応の基本 (1) 養護相談 ア (略) イ 特に虐待の場合には、地域の関係機関から構成され、子どもやその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う要保護児童対策地域協議会の市町村における設置や運営を支援するなど、虐待の予防・早期発見から虐待を受けた子どもの保護・自立支援に至るまでの関係機関による連携体制づくりに努める。通告等がありながらも、保護者等に相談を受ける動機づけが乏しい場合も多く、一方で判断や対応を誤ると死亡等の重大な事態を招きかねないため、とりわけ迅速な対応と的確な判断が求められる。このため、平成11年3月29日児企発第11号「子ども虐待対応の手引き」に示されている緊急保護の要否判断に関するアセスメントフローチャートの積極的な活用を図るとともに、子どもの安全確認を最優先し速やかに行うことが必要である。援助方針を検討するに当たっては、常に子どもの最善の利益に留意し、場合によっては、施設入所の承認を得るための家庭裁判所に対する家事審判の申立てや親権喪失<u>宣告</u>の請求も検討する。なお、この際においても保護者等に対して相談援助技術を駆使しながら十分な指導と調整を行う。 ウ (略)</p>

(2)～(6) (略)

第4節・第5節 (略)

第2章 児童相談所の組織と職員 (略)

第1節・第2節 (略)

第3節 職員構成

1. (略)

2. 留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉司については、令第2条において、人口おおむね4万～7万までを標準として担当区域を定めるものとされているが、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。また、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。

(4)～(8) (略)

第4節・第5節 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 (略)

第2節 相談の受付と受理会議

1.・2. (略)

3. 年齢要件

児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。

(1)・(2) (略)

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。

さらに、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦（以下「特定妊婦」という。）の場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の養育状況についてアセスメントを行い、対応について検討することが必要である。検討の結果に応じて児童相談所が相談を受け付け、乳児院への入所、里親委託、養子縁組等の社会的養護関連の制度について妊婦等に情報提供する等、必要な対応を行う。

4. 管轄

(2)～(6) (略)

第4節・第5節 (略)

第2章 児童相談所の組織と職員 (略)

第1節・第2節 (略)

第3節 職員構成

1. (略)

2. 留意事項

(1)・(2) (略)

(3) 児童福祉司については、令第2条において、人口おおむね5万～8万までを標準として担当区域を定めるものとされているが、地域の実情を考慮して必要に応じ、この標準を超えて配置することが望ましい。また、任用にあたっては、ソーシャルワーカーとしての専門性を備える人材を登用すること。

(4)～(8) (略)

第4節・第5節 (略)

第3章 相談、調査、診断、判定、援助決定業務

第1節 (略)

第2節 相談の受付と受理会議

1.・2. (略)

3. 年齢要件

児童相談所が対象とする子どもは18歳未満の者であるが、次の場合に限り例外規定が設けられている。

(1)・(2) (略)

(3) 妊婦からの相談については、相談の趣旨を十分受け止めた上で、保健所や市町村保健センターとの十分な連携の下、必要に応じ、医療機関、福祉事務所等適切な機関にあっせんするとともに、出生後に想定される子どもの養育上の問題について、早期発見・早期対応及び一貫した指導・援助の実施に努めること。さらに、子どもの出生前であっても必要な場合には、市町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出生後の対応について検討することも必要である。

4. 管轄

児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。

(1) ～ (8) (略)

児童相談所は則第5条の2に基づき、管轄区域を有しているが、個々の事例の具体的管轄の決定については、以下のことに留意するとともに、子どもの福祉を図るという観点から個々の事例に即した適切な判断を行う。

(1) ～ (8) (略)

(9) また、平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、地方公共団体の機関は、市町村長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該市町村長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る児童等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

このため、例えば、支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄する児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。具体的な方法等については、全国児童相談所長会において決められた「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に関する申し合わせ」（平成19年7月12日付け19全児相第7号）を参考とされたい。

なお、支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。

② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。

③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。

④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、児童の発見に努める。

⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学

5. 他の児童相談所へのケース移管及び情報提供

支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、連携を図りつつ対応してきた関係機関等に連絡するとともに、法第25条等に基づき、転出先の自治体を管轄区域とする児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先やこれまでの対応状況など必要な情報を提供し、また、転出先の自治体から照会があった場合には適切に情報提供を行うなど、転出先の児童相談所と十分に連携を図ることが必要である。

全国児童相談所長会において、被虐待等のケースを対象とした「被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供に関する申し合わせ（平成19年7月12日付け19全児相第7号）」を策定し、運用しているところであり、この申し合わせも踏まえ、以下のとおり対応する。

(1) 転居に伴うケース移管及び情報提供

ア ケース移管

ケース移管とは、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施している間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居した場合、援助方針が決定していない「継続調査」中のケースや「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケースに関する児童相談所間の公式な引継事務のことである。

(ア) 移管の事前協議

移管を行う場合、移管元の児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認し、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ) 移管の期限

速やかに地域関係機関のネットワークによる援助体制を確保し、援助の隙間が生じないようにするため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内にケース移管を完了すること。

(ウ) 移管後の援助方針

ケース移管後の当面の援助方針は、児童相談所間の認識の差をなくす観点から、移管先の児童相談所は、移管手続き完了後、少なくとも1ヶ月間は移管元の児童相談所の援助方針を継続するこ

年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。

- ⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成11年10月15日付け全国児童相談所長会11全児相第11号）を参考とされたい。
- ⑦ 児童を発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

と。1ヶ月を経た時点で、移管先の児童相談所は新たな環境下の家族状況等をアセスメントし、援助方針を継続するか否かを判断すること。

(エ) 移管の取扱い

移管を受けた児童相談所は、法第25条の「通告」に代わるものとして取り扱うこと。

イ 情報提供

情報提供とは、当該児童相談所の援助により状況の改善が図られ、終了したが、ケースが管轄区域外に転居したことに伴い、今後虐待が再発する可能性等から転居先の児童相談所への情報の引き継ぎを行うことである。

(ア) 情報提供の事前協議

情報提供を行う場合は、援助方針会議等で方針を確認した後、速やかに移管先の児童相談所と事前協議を行うこと。

(イ) 情報提供を行う児童相談所の留意点

情報提供する場合には、なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのかについて、過去の情報だけでなく、直近の家族状況等の情報も含めた資料を作成する。

(ロ) 情報提供を受ける児童相談所の留意点

情報提供を受け付けた場合、当該家庭についての相談・通告等があった場合に、直ちに情報提供書類等を活用できるように情報管理を行うこと。

また、受付ける際には必ず「緊急受理会議」を開催し、情報提供の内容から「通告」として取り扱う必要があるかどうかを組織的に協議し、判断すること。

(2) 移管及び情報提供の判断の目安

移管及び情報提供の判断の目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート（以下「アセスメントシート」という。）」の基準に準拠して以下のように実施する。

ア アセスメントシートの①から⑤に該当する場合

①から⑤に該当する場合は、緊急性が高いことから移管元の児童相談所職員が直接出向いて事前説明・協議を行い、双方の児童相談所職員が当該家庭に同行訪問を実施するなどの方法により、引き継ぎを行うこと。遠隔地の場合は文書による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等を活用して、遺漏のないように努める。

イ アセスメントシートの⑥から⑦に該当する場合

⑥から⑦に該当する場合は、虐待が潜在化している可能性があり、文書による移管を行うこととする。ただし、ケースの特性や児童相

談所間の距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うこと。

ウ アセスメントシートの⑧に該当する場合

⑧に該当する場合は、虐待予防のために、必要に応じて当該家族への援助につなげるように文書により「情報提供」を行う。ただし、転居先の住所地を管轄する児童相談所の直接的な援助が必要な場合には「移管」としての手続きを行うこと。

アセスメントシートに準拠した「移管」「情報提供」の判断は目安であり、移管元の児童相談所は、「移管」とするか、「情報提供」とするかについて、個援助経過等の実態を踏まえて判断すること。

(3) 一時帰宅等の取扱い

施設入所措置等継続中のケースで他の自治体にまたがる一時帰宅、家庭引き取り(以下「一時帰宅等」という。)における調査依頼等については以下のとおり対応する。

他の自治体への一時帰宅等が行われる場合に、虐待の再発を防止するために、双方の児童相談所が事前協議を行い、相互に協力し合うことを確認し、文書での調査依頼や同行訪問依頼を行う。調査依頼においては、帰宅先を管轄する児童相談所が調査に入ることを、依頼を行う児童相談所は必ず保護者に伝えて了承を得る。

なお、依頼を行う児童相談所は、家庭引き取りの方針決定にあたり転居先の児童相談所の意見を求めること。

(4) ケース移管及び情報提供の実施に伴う個人情報の取り扱い

平成16年の児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化」が法律上明記されたところである。

この関係機関による連携には、子どもの転居時における自治体相互間の連携も含まれ、児童相談所相互間の連携も求められているところである。

さらに、こうした転居事例への対応も踏まえ、平成19年の児童虐待防止法の改正により、第13条の3において、地方公共団体の機関は、他の児童相談所長等から児童虐待の防止等に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報について、当該児童相談所長等が児童虐待の防止等に関する事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由があるときは、これを提供することができるものとされた。ただし、当該資料又は情報を提供することによって、当該資料又は情報に係る子ども等又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでないものとされている。

以上のように、児童相談所間の個人情報の取り扱いについては法令に基づく行為であり、児童福祉法第61条にいう「正当な理由」に

該当するため、守秘義務違反とはならない。

なお、移管元児童相談所は「移管」や「情報提供」にあたり、移管先児童相談所が、今後継続的に関わることを保護者に伝えて、相談関係が継続できるようにすることが重要である。

6. 転出先が不明な場合の対応

支援を行っている家庭が、転出先等を告げずに転出した場合には、迅速な情報交換が必要になることから、次により対応する。

① 中央児童相談所以外の児童相談所が担当する事例の場合は、中央児童相談所に連絡する。

② 中央児童相談所は、全国の中央児童相談所に対して通告を行う。

③ 通告を受けた中央児童相談所は、他の児童相談所に通告を行う。

④ 児童相談所においては、管内の市町村に対して通告を行い、子どもの発見に努める。

⑤ この場合の通告内容は、要保護児童本人の氏名、性別、年齢、学年、転出時期、事例担当児童相談所名とする。

⑥ 全国の児童相談所間の通告については、全国児童相談所長会において取り決められた「児童虐待における他県児童相談所との連携について」（平成11年10月15日付け全国児童相談所長会11全児相第11号）を参考とされたい。

⑦ 子どもを発見した児童相談所は、事例を担当していた児童相談所と連携を図り、円滑な移管を行う。

7. 子どもの所在が把握できない場合の対応

市町村の情報収集により子どもの居住実態が把握できない場合には、市町村の求めに応じて児童相談所が対応する。この場合、児童相談所は出頭要求や臨検・捜索等の活用を含め、子どもの安全確認・安全確保のための対応を行う。また、必要に応じて他の児童相談所と連携を図り所在の確認に努める。

情報収集や児童相談所の対応の状況から必要があると認められる場合には、児童相談所から所在不明の子どもの行方不明者届を提出することについて警察に相談する。

8. 相談受付の形態 (略)

9. 相談受付の方法 (略)

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。

(中略)

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7

5. 相談受付の形態 (略)

6. 相談受付の方法

相談の受付時は子どもや保護者等にとって危機的な状況である場合もあり、この間の相談受付の方法がその後の経過に大きな影響を与えることになる。

(中略)

また、守秘義務にかかわること（児童虐待防止法第6条第3項、第7

条)や調査項目、速やかな安全確認(児童虐待防止法第8条)等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

(1)～(8) (略)

(9)意見書、届出書等による場合

通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。

①～⑤ (略)

⑥ 家庭裁判所からの援助・協力依頼、特別養子縁組事案等に対する調査嘱託(少年法第16条、家事事件手続法第62条)

⑦～⑨ (略)

10. 受理会議 (略)

11. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、特定妊婦の場合には、受理した段階で妊婦名等により児童記録票を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で児童記録票を子ども名に変更して、子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。

(2)・(3) (略)

(4) 児童記録票の保存期間

児童記録票の保存期間については以下のとおりとする。ただし、養子縁組が成立した事例や、棄児・置き去り児の事例で下記の措置を解除した場合など、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする。

① 法第27条第1項第3号、第4号及び第2項の措置(これらの措置とみなされる措置を含む)をとった子どもの児童記録票は、その子どもが満25歳になるまでの間。

②・③ (略)

第3節～第8節 (略)

第4章 援助

第1節 (略)

第2節 在宅指導等

1. 措置によらない指導

(1) (略)

(2) 継続指導

ア (略)

条)や調査項目、速やかな安全確認(児童虐待防止法第8条)等について所内で意思統一を図っておく必要がある。

(1)～(8) (略)

(9)意見書、届出書等による場合

通告書、送致書のほか児童相談所が文書により受け付けるものには以下のようなものがあるが、いずれの場合も受付後、原則として受理会議において検討を行い、一般の事例に準じて行い、又は各事業の実施方法に従う。

①～⑤ (略)

⑥ 家庭裁判所からの援助・協力依頼、特別養子縁組事案等に対する調査嘱託(少年法第16条、家事審判規則第8条)

⑦～⑨ (略)

7. 受理会議 (略)

8. 児童記録票の作成

(1) 児童記録票は、世帯ごとではなく相談を受理した子どもごとに作成する。妊婦からの相談についても、子どもが出生後に要保護児童として支援の必要が見込まれる場合は、受理した段階で児童記録票を作成し、妊婦自身等に関する記録を残した上、子どもが出生した段階で子どもについての記録を加えることとし、一貫した指導・援助の経過を残す。

(2)・(3) (略)

(4) 児童記録票の保存期間

児童記録票の保存期間については少なくとも以下のとおりとするが、将来的に児童記録票の活用が予想される場合は長期保存とする等、個々の事例の内容や性質に応じて、柔軟かつ弾力的に保存期間を設定する。

① 法第27条第1項第3号、第4号及び第2項の措置(これらの措置とみなされる措置を含む)をとった子どもの児童記録票は、その子どもが満25歳になるまでの間、なお20歳を超えて措置されている者については当該措置が解除されてから5年間。

②・③ (略)

第3節～第8節 (略)

第4章 援助

第1節 (略)

第2節 在宅指導等

1. 措置によらない指導

(1) (略)

(2) 継続指導

ア (略)

イ 継続指導を行う場合には、判定会議、援助方針会議においてその必要性、方法及び担当者等について慎重に検討する。

ウ～オ (略)

(3) (略)

2. 措置による指導

(1) 児童福祉司指導

ア～エ (略)

オ 養子縁組希望者であって里親委託を希望しない場合には、養子縁組希望者に対し法第30条第1項に規定する同居児童の届出を行うよう指導するとともに、法第27条第1項第2号の児童福祉司指導を行う等、養育里親の場合と同等の指導体制を採ること。

(2)～(4) (略)

(5) 障害者等相談支援事業を行う者による指導

障害者等相談支援事業を行う者による指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害者等相談支援事業を行う者による指導が適切と考えられる事例に対して行う。

(6) (略)

(7) 保護者等に対する指導について

ア 法第27条第1項第3号の措置により施設に入所している子どもの保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第27条第1項第3号の措置に加え、児童虐待防止法第11条の規定により、法第27条第1項第2号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。

保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好な家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

イ・ウ (略)

3. (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. (略)

2. 入所又は委託中の援助

イ 継続指導を行う場合には、判定会議、援助方針会議においてその必要性、方法及び担当者等について慎重に検討する。なお、施設入所中の子どもの保護者への継続指導についても、法第27条第1項第3号の措置に併せて行うことを検討する。

ウ～オ (略)

(3) (略)

2. 措置による指導

(1) 児童福祉司指導

ア～エ (略)

オ 特別養子縁組希望者であって里親委託を希望しない場合には、児童福祉司指導を行うことを考慮する。

(2)～(4) (略)

(5) 障害児相談支援事業を行う者の指導

障害児相談支援事業を行う者の指導は、障害児及びその保護者であって地理的要件や過去の相談経緯、その他の理由により障害児相談支援事業を行う者による指導が適切と考えられる事例に対して行う。

(6) (略)

(7) 保護者等に対する指導について

ア 法第27条第1項第3号の措置により施設に入所している子どもの保護者に対する指導については、従来、家庭訪問や児童相談所等への招致により家庭状況の確認や家族関係についての指導などを実施してきたところであるが、特に虐待を行った保護者等への指導については、法第27条第1項第3号の措置に加え、児童虐待防止法第11条の規定により、法第27条第1項第2号の措置による指導（以下「保護者指導」という。）を併せて行うことを検討する。

保護者指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた子どもが良好で家庭的環境で生活するために必要な配慮の下に適切に行わなければならない。

イ・ウ (略)

3. (略)

第3節・第4節 (略)

第5節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. (略)

2. 入所又は委託中の援助

(1) ～ (5) (略)

(6) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、家事事件手続法（平成23年法律第52号）第239条の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. (略)

4. 退所後の支援

(1)・(2) (略)

(3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することが有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。特に虐待を主訴として施設入所した場合には、退所前に要保護児童対策

(1) ～ (5) (略)

(6) 同意入所等の場合の一時保護等

児童虐待防止法第12条の2第1項の規定により、同意入所等が採られた場合において、当該児童虐待を行った保護者に当該児童を引き渡した場合には再び児童虐待が行われるおそれがあると認められるにもかかわらず、当該保護者が児童の引渡しを求めること、当該保護者が面会・通信制限に従わないことその他の事情から当該児童について当該施設入所等の措置を採ることが当該保護者の意に反し、これを継続することが困難であると認めるときは、強制入所等への移行を前提として、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができる。

児童虐待防止法第12条の3の規定は、同意入所等を経ないで一時保護が行われている場合が想定されているものであるが、同法第12条の2と同様の趣旨で、強制入所等に移行できるよう設けられているものである。

なお、一時保護をしている子どもについては、児童虐待防止法第12条に基づき保護者に対する面会・通信の制限が可能であるが、家庭裁判所に対し法第28条第1項の規定に基づく承認に関する審判を申し立て、かつ、児童虐待防止法第12条第1項各号に掲げる行為の全部が制限されている場合において、児童の保護のため必要があると認めるときは、家庭裁判所は、特別家事審判規則第18条の2の規定による審判前の保全処分として、承認に関する審判が効力を生ずるまでの間、保護者について子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他の場所において子どもの身边につきまとい、又は子どもの住所若しくは居所、就学する学校その他その通常所在する場所（通学路その他の当該子どもが日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路を含む。）の付近をはいかいすることを禁止することができるので、保護者に対し説得を重ねたり毅然とした対応をとってもなお子どもの保護に支障をきたすと認められる場合などには、本保全処分の申立てを検討する。

3. (略)

4. 退所後の支援

(1)・(2) (略)

(3) 施設を退所した子どもに対し、相談や定期的な訪問等を行い子どもを見守るとともに、家族等に対しても精神的な支援等を行うためには、要保護児童対策地域協議会を活用することも有効と考えられるので、協議会との連携を確保しつつ、施設を退所した子どもが新しい生活環境の下で安定した生活を継続できるように必要な支援を行う。

地域協議会の個別ケース検討会議を開催して、関係機関で情報を共有し支援について協議する。また、施設退所後少なくとも半年間は、児童福祉司指導等による支援を継続する。

5. 障害児入所施設の利用契約等

(1) 障害児入所施設又は指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）への入所は、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。

(2)・(3) (略)

(4) 一方で、障害児入所施設等の利用を希望した者のうち児童相談所長の判断により、「措置」による入所が必要と判断される場合には、児童相談所長は、都道府県等に対して「措置」が適当である旨の意見を付す（法第26条第1項）。都道府県等は児童相談所長の意見を踏まえ、「措置」が適当であると判断した場合には、「却下決定通知書」を利用者に通知するとともに、その後の対応については、1の「措置の決定等」により実施されたい。

なお、施設利用が適当でないと判断される場合については、却下理由の説明を行うとともに「却下決定通知書」を利用者に通知する。(※)

※ 都道府県等の障害児入所給付費に係る処分に不服がある保護者は、都道府県知事等に行政不服審査法に基づく「異議申し立て」を行うことができる。なお、児童相談所長に権限の全部又は一部を委任している場合は、都道府県知事等に対して、行政不服審査法に基づく「審査請求」を行うことができる。

※ 措置が必要であるかの判断基準については、以下のとおり。

①・② (略)

③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合
判断基準については、「障害児施設の入所に係る契約及び措置の運用について（平成21年11月17日障障発1117第1号）」通知及び「障害児入所給付費等の入所給付決定について（平成24年3月30日障発0330第15号）」通知を参照すること。

(5)～(10) (略)

第6節 (略)

第7節 福祉事務所送致等

(1) 次の場合においては、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知しなければならない。

①～③ (略)

④ 15歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

5 障害児入所施設の利用契約等

(1) 障害児入所施設又は指定医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）への入所は、障害者自立支援法の施行により利用契約制度が導入されたことから、従来の「措置」と「保護者の申請に基づく契約（以下「契約」という。）」の二通りとなる。

(2)・(3) (略)

(4) 一方で、障害児入所施設等の利用を希望した者のうち児童相談所長の判断により、「措置」による入所が必要と判断される場合には、児童相談所長は、都道府県等に対して「措置」が適当である旨の意見を付す（法第26条第1項）。都道府県等は児童相談所長の意見を踏まえ、「措置」が適当であると判断した場合には、「却下決定通知書」を利用者に通知するとともに、その後の対応については、1の「措置の決定等」により実施されたい。

なお、施設利用が適当でないと判断される場合については、却下理由の説明を行うとともに「却下決定通知書」を利用者に通知する。(※)

※ 都道府県等の障害児入所給付費に係る処分に不服がある保護者は、都道府県知事等に行政不服審査法に基づく「異議申し立て」を行うことができる。なお、児童相談所長に権限の全部又は一部を委任している場合は、都道府県知事等に対して、行政不服審査法に基づく「審査請求」を行うことができる。

※ 措置が必要であるかの判断基準については、以下のとおり。

①・② (略)

③ 保護者の虐待等により、入所が必要であるにもかかわらず利用契約の締結が困難と認められる場合
判断基準については、「障害児施設の入所施設に係る契約及び措置の運用について（平成21年11月17日障障発1117第1号）」通知を参照すること。

(5)～(10) (略)

第6節 (略)

第7節 福祉事務所送致等

(1) 次の場合においては、福祉事務所又は市町村に送致、報告又は通知しなければならない。

①～③ (略)

④ 15歳以上の子どもについて障害者支援施設に入所すること又は障害福祉サービスを利用することが適当である場合（法附則第63条の

るための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第4条第1項に規定する障害者のみを対象とするものに限る。）を利用することが適当である場合（法附則第63条の2、第63条の3）

(2)・(3) (略)

第8節 (略)

第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)・(2) (略)

(3) 家庭裁判所への承認の申立て

ア 承認の位置づけ

この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事事件手続法別表第一に掲げる事項についての審判事項として、同法第234条から第239条に基づき手続きを行う。

イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

家事事件手続法第234条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

また、申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報（子の現状、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等）を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討する。

ウ (略)

(7) 申立書

家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則第37条第1項に基づ

2、第63条の3)

(2)・(3) (略)

第8節 (略)

第9節 家庭裁判所に対する家事審判の申立て

1. 法第28条の規定に基づく承認に関する審判の申立て

(1)・(2) (略)

(3) 家庭裁判所への承認の申立て

ア 承認の位置づけ

この承認（措置の期間の更新に際しての承認を含む。）は家事審判法（昭和22年法律第152号）第9条第1項甲類に規定する事項とみなされるため、家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第15号）及び特別家事審判規則（昭和22年最高裁判所規則第16号）に基づき手続きを行う。（なお、家事事件手続法（平成23年法律第52号。公布の日（平成23年5月25日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）及びその規則の施行に伴い、家事審判法、家事審判規則及び特別家事審判規則は、いずれも廃止される予定である。以下、必要な場合には、家事事件手続法にも言及する。）

イ 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

特別家事審判規則第18条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して申立てを行う。

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

また、申立て後の迅速かつ適正な審理を期するため、申立てに先立って、申立予定日について家庭裁判所に情報提供することが望ましく、また、参考となる情報（子の現状、今後心配される事項、今後の児童相談所の関与の予定等）を整理しておくことが望ましい。

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することも可能であるので（家事審判規則第4条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に措置期間の更新の承認に関する審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、最初の承認時の家庭裁判所に自庁対応を求めることも検討する。

ウ (略)

(7) 申立書

家事審判規則第2条に基づき、申立書に申立ての趣旨及び事件の

き、申立書に申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。

申立ての趣旨には、承認を求める措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認を求めることも可能である。

詳細については、別添14（様式例）を参考とされたい。

(イ) 証拠書類

家事事件手続規則第37条第2項に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての理由及び事件の実情を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。

①～⑤（略）

(ウ)・(エ)（略）

(オ) 申立書等の提出に当たっての留意事項

① 申立書の記載

申立書の写しは、裁判所によって原則として保護者に送付される。したがって、児童相談所としては、常に開示が原則という認識で記録を作成し、裁判所提出資料を準備する必要がある。

② 記録の閲覧謄写

家事事件手続法においては、家庭裁判所は当事者については原則として記録の閲覧謄写を許可しなければならず、利害関係を疎明した第三者については、相当と認めるときに記録の閲覧謄写を許可することができる（家事事件手続法第47条）。保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出するのではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、提出する画面の全部又は一部の非開示を希望するとして、「非開示の希望に関する申出書」を提出するとともに、非開示を希望する理由が家事

実情（事案の概要、当事者、事実経過、親権者等による子どもの福祉を侵害する行為の内容、親権者等の態度、保護者指導の経過、親子分離の相当性等）を記載する。

申立ての趣旨には、承認を求める措置の種類（施設類型等）を記載する必要があるが、措置を採る必要性のある複数の類型について承認を求めることも可能である。

詳細については、別添14（様式例）を参考とされたい。

(イ) 証拠書類

家事審判規則第2条に基づき、申立書とともに証拠書類を提出する。証拠書類としては申立ての趣旨に応じて、次のものを添付するほか、申立ての趣旨及び申立の実情を明らかにするために必要なものを添付することが考えられる。

①～⑤（略）

(ウ)・(エ)（略）

(オ) 申立書等の提出に当たっての留意事項

① 申立書の記載

申立書の写しは、裁判所の判断によって保護者に送付される場合があることを前提に、その点に留意し、第三者のプライバシーにかかわる記載を避けるなどする。

② 記録の閲覧謄写

現行の家事審判規則においては、家庭裁判所は相当であると認めるときに記録の閲覧謄写を許可する（家事審判規則第12条）。家事事件手続法においては、保護者等に利害関係参加が認められると、保護者が申立書、提出書類等の記録の閲覧謄写の許可の申立てをした場合、家庭裁判所は、家事事件手続法第47条第4項の不許可事由がない限り許可することになる。

このため、保護者等によって閲覧謄写がされる可能性があることを前提として、申立書をはじめ関係記録を整理する必要がある。具体的には、申立書等の記述は客観的な事実の記述を中心とすることや、経過を報告する資料として既存の資料をそのまま提出するのではなく、審理に必要な情報のみを抽出した経過報告書を作成すること、閲覧謄写の対象とすべきではない部分をマスキングした上で資料を提出すること（この場合、マスキングした部分は審判の資料とならない。）等により対応することが考えられる。

また、保護者の閲覧謄写の対象とすべきでないが裁判所の審理において考慮してほしいと考える資料については、非開示を希望する旨とその理由を記載した上申書を提出して、その希望を明確に示しておく必要がある。非開示を希望した場合であっても、家

事件手続法第47条第4項のうちいずれに該当するかを記載することとなっている。非開示を希望した場合であっても、家庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(4)～(8) (略)

2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(5) (略)

(6) 親権喪失等の審判の請求手続

ア 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

親権喪失等の審判の請求は、家事事件手続法第167条の規定に従い、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に対して児童相談所長名で申立てを行う。

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

(中略)

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁処理することも可能であるので（家事事件手続法第9条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に再度の親権停止の審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁処理を求めることも検討する。

なお、親権停止期間の満了までの間に、親権停止を再度申し立てる場合、親権停止期間の満了により、当然に親権者が親権を行使できる状態になることから、事案によっては審判前の保全処分の申立てについても検討する。

イ 申立ての提出書類

申立てをするには家事事件手続法第49条及び家事事件手続規則第37条第1項に基づき、申立ての趣旨及び理由を記載するほか、事件の実情を記載した申立書とともに証拠書類等を提出する。

提出書類に関する留意点、申立書、証拠書類、進行に関する参考事項、証拠の説明は、法第28条の規定に基づく承認に関する審判の

庭裁判所が家事事件手続法の不許可事由に該当するかを判断し、閲覧対象となるかを定めることになるため、なお閲覧謄写の可能性がある点に注意を要する。

(4)～(8) (略)

2. 親権喪失、親権停止及び管理権喪失の審判の請求及び保全処分（親権者の職務執行停止及び職務代行者選任）の申立て

(1)～(5) (略)

(6) 親権喪失等の審判の請求手続

ア 申立先の家庭裁判所及び家事手続案内

親権喪失等の審判の請求は、家事審判規則第73条の規定に従い、事件本人の住所地を管轄する家庭裁判所に対して児童相談所長名で申立てを行う。なお、家事事件手続法（平成23年法律第52号。公布の日（平成23年5月25日）から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行。）の施行後は、子の住所地を管轄する家庭裁判所に対して申し立てる（家事事件手続法第167条）。（家事事件手続法及びその規則の施行に伴い、家事審判法、家事審判規則及び特別家事審判規則は、いずれも廃止される予定である。）

申立てを行う場合には、必要に応じて、事前に家庭裁判所の家事手続案内（手続についての一般的な説明案内）を利用する。

(中略)

なお、家事審判においては、管轄のない裁判所が事件を自庁対応することも可能であるので（家事審判規則第4条第1項ただし書）、子どもの住所地を管轄する家庭裁判所に再度の親権停止の審判を申し立てることについて、措置先が探知され、子どもの生活妨害等の事態が予測されるなど不都合があると考えられる場合には、他の家庭裁判所に自庁対応を求めることも検討する。

なお、親権停止期間の満了までの間に、親権停止を再度申し立てる場合、親権停止期間の満了により、当然に親権者が親権を行使できる状態になることから、事案によっては審判前の保全処分の申立てについても検討する。

イ 申立ての提出書類

申立てをするには家事審判規則第2条に基づき、申立ての趣旨及び事件の実情を明らかにした申立書とともに証拠書類等を提出する。

提出書類に関する留意点、申立書、証拠書類、進行に関する参考事項、証拠の説明は、法第28条の規定に基づく承認に関する審判の

申立てにおけるのと同様であることから、1. (3)ウを参照されたい。

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事事件手続法第174条に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任）の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、児童に親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の児童については児童相談所長が、施設入所中の児童については施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

イ (略)

(8)～(10) (略)

3. (略)

第10節 (略)

第5章 一時保護

第1節～第4節 (略)

第5節 委託一時保護

(1) 子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

①～⑥ (略)

⑦ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項又は第33条の7の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

(2)～(6) (略)

申立てにおけるのと同様であることから、1. (3)ウを参照されたい。

(7) 保全処分及び保全処分の手続き

ア 保全処分

親権喪失等の審判があるまでの間、緊急に児童等を保護する必要がある場合には、家事審判規則第74条第1項に基づく審判前の保全処分（親権者の職務執行停止及び必要に応じて職務代行者選任）の申立てを検討する。特に、医療ネグレクトの事案について親権喪失等の審判を請求する場合には、必要に応じて、保全処分を求める。

なお、一般的に、児童に親権を行う者がいない場合には一時保護中又は里親等委託中の児童については児童相談所長が、施設入所中の児童については施設長が親権代行者となるため、親権者の職務執行が停止されれば、これらの者が親権代行を行うことから、必ずしも職務代行者の選任が必須となるわけではない。

イ (略)

(8)～(10) (略)

3. (略)

第10節 (略)

第5章 一時保護

第1節～第4節 (略)

第5節 委託一時保護

(1) 子どもを一時保護する必要がある場合は、一時保護所を利用することを原則とするが、次に掲げる理由で委託一時保護を行うことが適当と判断される場合には、その子どもを警察署、医療機関、児童福祉施設、里親その他適当な者（児童委員、その子どもが通っている保育所の保育士、学校（幼稚園、小学校等）の教員など）に一時保護を委託することができる。この場合においては、受理会議等で慎重に検討し決定する。

①～⑥ (略)

⑦ その他特に必要があると認められる場合

また、現に児童相談所において一時保護している子どもで、法第28条第1項の申立て等により一時保護期間が相当長期化すると推測される場合においても、児童養護施設等への委託一時保護を検討する。

なお、現に児童福祉施設等への入所措置や里親等への委託が行われている子どもを他の種類の児童福祉施設や里親あるいは専門機関に委託一時保護する際には、措置を解除又は停止した上で委託すること。

(2)～(6) (略)

第6章 事業に係る留意事項

第1節 家庭、地域に対する援助等

1. 家庭、地域に対する援助

児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、家庭、地域に対する相談援助活動の総合的な企画及びその実施を市町村等の関係機関と連携しつつ、積極的に行っていく。具体的には、次のような活動が考えられる。

①～⑤ (略)

⑥ 思春期児童の性等に関する相談

⑦ 子どもの相談機関合同一日相談会

⑧ 要保護児童対策地域協議会等における各種会議

⑨ パンフレットの作成配布、映画、スライド、ビデオ等の作成・貸出し、新聞、テレビ、ラジオ等の活用、講演会、講習会の開催、保育所、学校等他の機関の行う行事への参加等地域住民の知識や意識を深める活動

2. 広報

児童相談所が地域のニーズに即応した業務を積極的に進めていくためには、その業務内容を広く子どもを含む地域住民や関係機関が理解している必要があることから、パンフレット等を作成し保健所、市町村保健センター、福祉事務所、児童館、市町村等の関係機関及び民間団体等に配布するほか、地方公共団体の広報紙に掲載する等の方法により、広報活動を計画的に行う。

3. (略)

第2節 (略)

第3節 児童虐待防止対策支援事業

児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、児童の安全確認体制の強化及び児童虐待の防止に関する広報啓発を実施するほか、市町村における児童の安全確認のための体制整備、児童虐待に対応する職員の資質向上の為の事業を実施し、児童虐待に関する相談・対応機能を強化することにより、子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

第6章 事業に係る留意事項

第1節 家庭、地域に対する援助等

1. 家庭、地域に対する援助

児童相談所は、個々の子どもや保護者等に対する相談援助活動のほか、家庭、地域に対する相談援助活動の総合的な企画及びその実施を市町村等の関係機関と連携しつつ、積極的に行っていく。具体的には、次のような活動が考えられる。

①～⑤ (略)

⑥ 障害児保育巡回相談事業

⑦ 思春期児童の性等に関する相談

⑧ 子どもの相談機関合同一日相談会

⑨ 相談援助機関合同会議(情報交換及び援助方針検討)

⑩ パンフレットの作成配布、映画、スライド、ビデオ等の作成・貸出し、新聞、テレビ、ラジオ等の活用、講演会、講習会の開催、保育所、学校等他の機関の行う行事への参加等地域住民の知識や意識を深める活動

2. 広報

児童相談所が地域のニーズに即応した業務を積極的に進めていくためには、その業務内容を広く子どもを含む地域住民や関係機関が理解している必要があることから、パンフレット等を作成し保健所、福祉事務所、児童館、市町村等の関係機関及び民間団体等に 配布するほか、地方公共団体の広報紙に掲載する等の方法により、広報活動を計画的に行う。

3. (略)

第2節 (略)

第3節 児童虐待防止対策支援事業

1. 趣旨

児童虐待防止対策支援事業は、児童相談所が地域の医療、法律その他の専門機関や職種の協力を得て、高度で専門的な判断が必要となるケースへの対応が可能となる体制を確保するとともに、相談機能を強化し、もって子どもの福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) カウンセリング強化事業 (略)

(2) 法的対応機能強化事業 (略)

(3) スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 (略)

(4) 一時保護機能強化事業 (略)

(5) 24時間・365日体制強化事業 (略)

児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成17年5月2日雇児発第0502001号「児童虐待防止対策支援事業の実施について」による。

第4節 ひきこもり等児童福祉対策事業

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図り、もってこれら子どもの福祉の向上に資することを目的とする。

ひきこもり等児童福祉対策事業については、本指針に定めるほか、平成17年3月28日雇児発第0328006号「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」による。

第5節 養子縁組

1. ～5. (略)

6. 家庭裁判所との連携

(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事事件手続法第62条に基づき調査委嘱がなされた場合には、十分な配慮が必要である。

(6) 保護者指導支援事業 (略)

3. その他

児童虐待防止対策支援事業については、本指針に定めるほか、平成17年5月2日雇児発第0502001号「児童虐待防止対策支援事業の実施について」による。

第4節 ひきこもり等児童福祉対策事業

1. 趣旨

ひきこもり等の状態にある子ども及びその家庭に対し、学校及び保健所等の関係機関と連携を図りつつ、児童相談所や児童養護施設等の機能を活用し、総合的な援助を行うことにより、子どもの自主性及び社会性の伸長、登校意欲の回復並びに家庭における養育機能の強化を図り、もってこれら子どもの福祉の向上に資する事を目的とする。

2. 事業内容

(1) ふれあい心の友訪問援助事業

児童相談所の児童福祉司の指導の下、学生等のボランティア（メンタルフレンド）がひきこもり等の子どもの家庭等を訪問し、当該子どもとのふれあいを通じて、子どもの福祉の向上を図る。

(2) ひきこもり等児童宿泊等指導事業

ひきこもり等の子どもを一時保護所等に宿泊又は通所させ、集団的に生活指導、心理療法、レクリエーション等を実施し、子どもの福祉の向上を図る。

(3) ひきこもり等保護者交流事業

コーディネーター（児童相談所OBやひきこもりの子どもをもって来た親等）の支援のもとに、ひきこもりの子どもをもつ保護者を対象として、講習会やグループワークなどを実施し、ひきこもり等の子どもに対応する力を身につけさせ、子育てに対する不安を軽減するなど子育て家庭に対する支援の充実を図る。

3. その他

ひきこもり等児童福祉対策事業については、本指針に定めるほか、平成17年3月28日雇児発第0328006号「ひきこもり等児童福祉対策事業の実施について」による。

第5節 養子縁組

1. ～5. (略)

6. 家庭裁判所との連携

(1) 養子縁組について家庭裁判所から調査等を嘱託された場合においては、児童福祉の観点から必要な協力を行う。特に、特別養子縁組に関して、家事審判規則第8条に基づき調査委嘱がなされた場合には、十分な配慮が必要である。

7. (略)

第6節・第7節 (略)

第8節 特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等

1.・2. (略)

3. 重度判定

(1) 障害児入所施設に入所している重度障害児（法第24条の24又は第31条の規定により入所している者も含む。）の判定は、障害児入所施設等の協力を得て児童相談所において行う。

(2) (略)

第9節 虐待を受けた子ども等の保護のための住民基本台帳の閲覧等における支援措置

(1) 目的

虐待をする保護者が住民基本台帳の一部の写しの閲覧、住民票の写し等の交付、戸籍の付票の写しの交付（以下「住民基本台帳の閲覧等」という。）の制度を不当に利用して、虐待を受けた子ども等の住所を探索することを防止し、子どもの保護を図る。

(2) 支援措置の概要

虐待を受けた子ども等の申出に基づき、虐待する保護者からの当該子どもに関わる住民基本台帳の閲覧等の請求が住民基本台帳法上の要件を満たさない又は「不当な目的」（住民基本台帳法第12条第6項）がある場合に、市町村は住民基本台帳の閲覧等を拒否する。この申出は、児童相談所長又は当該子どもを監護する児童福祉施設の長、里親もしくはファミリーホーム事業者が代理することができる。

(3) 支援措置を受けることができる対象者

児童虐待防止法第2条に規定する児童虐待を受けた子どもである被害者であり、かつ再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの。なお、措置延長により施設入所等を継続している場合には、18歳以上を含む。また、18歳に達した後（措置延長の場合はその解除後）も引き続き支援措置を要する場合は、上記に準ずる者として対象となる。

(4) 支援措置の期間

1年間。ただし、再申出の手続きにより延長できる。

(5) 児童相談所の役割

児童相談所は、施設入所等の措置にかかる子ども等や自立して生活する子ども等に支援措置が必要と認められる場合には、当該子どもの代理として支援措置の申出を行うことができる。また、当該子どもが支援措置の対象となる要件を満たしていることについて、当該子どもに対する相談援助の状況を踏まえて支援措置申出書に意見を記載する。

また、支援措置を受けていた子ども等について、18歳に達した後に

7. (略)

第6節・第7節 (略)

第8節 特別児童扶養手当、療育手帳に係る判定事務等

1.・2. (略)

3. 重度判定

(1) 障害児入所施設に入所している重度の知的障害児、重度の肢体不自由児及び盲重度児、ろうあ重度児（18歳を超えて入所している者を含む。）の判定は、障害児入所施設等の協力を得て児童相談所において行う。

(2) (略)

措置解除された後にも支援措置の継続が必要と認められる場合には、本人が必要な申出を行うための手続を教示する。その場合には、支援措置の必要性の確認を市町村が相談機関からの意見聴取により行うこととされており、この相談機関には子ども等が入所していた児童福祉施設を運営する社会福祉法人、子ども等の権利擁護の活動やシェルターを設置運営する法人などが含まれていることから、これらの相談機関にあらかじめ連絡するなどして、円滑に支援措置が継続されるように配慮する。

第7章 各種機関との連携

第1節～第8節 (略)

第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係

1. (略)

2. 個別的事項

(1)～(9) (略)

(10)障害者入所施設等に入所している子どもの措置を解除する場合等には、その子どもの社会的自立を援助するため、障害者総合支援法に規定する共同生活援助等の活用も考慮して、福祉事務所と連携して対応する。

第10節 (略)

第11節 家庭裁判所との関係

1. 家庭裁判所の位置付け

(1)家庭裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第31条の3の規定により、次に掲げる権限を有する。

① 家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判(家事審判)及び調停

② 人事訴訟法(平成15年法律第109号)で定める人事訴訟の第一審の裁判

③ 少年法で定める少年の保護事件の審判(少年審判)

④ (略)

(2) (略)

2. (略)

3. 調査嘱託を受けた事例について

家庭裁判所から家事事件手続法第62条に基づき、特別養子縁組等に関する調査嘱託を受けた場合及び少年法第16条に基づく援助・協力依頼を受けた場合には、児童福祉の観点から協力する。

4. (略)

第12節～第20節 (略)

第7章 各種機関との連携

第1節～第8節 (略)

第9節 児童福祉施設等又は里親等との関係

1. (略)

2. 個別的事項

(1)～(9) (略)

(10)障害者入所施設等に入所している子どもの措置を解除する場合等には、その子どもの社会的自立を援助するため、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)に規定する共同生活援助等の活用も考慮する。

第10節 (略)

第11節 家庭裁判所との関係

1. 家庭裁判所の位置付け

(1)家庭裁判所は、裁判所法(昭和22年法律第59号)第31条の3の規定により、次に掲げる権限を有する。

① 家事審判法で定める家庭に関する事件の審判(家事審判)及び調停

② 少年法で定める少年の保護事件の審判(少年審判)

③ 少年法第37条第1項に掲げる罪に係る訴訟(少年の福祉を害する成人の刑事事件)の第1審の裁判

④ (略)

(2) (略)

2. (略)

3. 調査嘱託を受けた事例について

家庭裁判所から家事審判規則第8条に基づき、特別養子縁組等に関する調査嘱託を受けた場合及び少年法第16条に基づく援助・協力依頼を受けた場合には、児童福祉の観点から協力する。

4. (略)

第12節～第20節 (略)

第8章 (略)

図-1～図-3 (略)

表-1～表-3 (略)

図-4 (略)

表-4 (略)

別添1～別添13様式 (略)

第8章 (略)

図-1～図-3 (略)

表-1～表-3 (略)

図-4 (略)

表-4 (略)

別添1～別添13様式 (略)

別添14（様式例）＜法第28条に基づく承認に係る申立書＞

児童福祉法28条1項1号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人 〇〇 〇〇

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

申立 て の 趣 旨

申立人が児童を児童養護施設（注）に入所させることを承認する。
との審判を求める。

（注：承認を求める措置の種類を明示する。措置を採る必要性のある複数の
類型について記載することも可能である。）

申立 て の 理 由

第1 事案の概要

- * 主たる虐待者、虐待の類型等を簡単に記載

第2 当事者

- * 児童と保護者の身分関係等を簡単に記載

第3 事実経過

- * 第4以下に必要な限度の記載で足りる。

第4 保護者による児童の福祉を侵害する行為等

- * 保護者に児童虐待、監護懈怠、児童の福祉侵害に該当する行為があること
を記載

別添14（様式例）＜法第28条に基づく承認に係る申立書＞

児童福祉法28条1項1号に基づく施設入所措置等承認審判申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇家庭裁判所〇〇支部 御中

申立人 〇〇 〇〇

当事者等の表示 別紙当事者等目録記載のとおり

申立 て の 趣 旨

申立人が児童を児童養護施設（注）に入所させることを承認する。
との審判を求める。

（注：承認を求める措置の種類を明示する。措置を採る必要性のある複数の
類型について記載することも可能である。）

申立 て の 実 情

第1 事案の概要

- * 主たる虐待者、虐待の類型等を簡単に記載

第2 当事者

- * 児童と保護者の身分関係等を簡単に記載

第3 事実経過

- * 第4以下に必要な限度の記載で足りる。

第4 保護者による児童の福祉を侵害する行為等

- * 保護者に児童虐待、監護懈怠、児童の福祉侵害に該当する行為があること
を記載

第5 保護者の態度等

- * 保護者の弁解の内容と、これを排斥する事情等を記載

第6 保護者指導の経過

- * 保護者が指導に従わないこと、指導ができる状況にないこと等を記載

第7 親子分離の相当性

- * 措置の種別（施設入所、里親委託等）ごとにその必要性、相当性を記載
- * 必要に応じて、保護者指導プランを記載

第8 保護者の意に反すること

- * 親権者等が複数の場合は、親権者等ごとに「意に反すること」に該当する事実等を記載

第9 まとめ

よって、申立人は、児童福祉法28条1項1号、27条1項3号に基づき、児童を〇〇に入所させることを承認するとの審判を求めらる。

第5 保護者の態度等

- * 保護者の弁解の内容と、これを排斥する事情等を記載

第6 保護者指導の経過

- * 保護者が指導に従わないこと、指導ができる状況にないこと等を記載

第7 親子分離の相当性

- * 措置の種別（施設入所、里親委託等）ごとにその必要性、相当性を記載
- * 必要に応じて、保護者指導プランを記載

第8 保護者の意に反すること

- * 親権者等が複数の場合は、親権者等ごとに「意に反すること」に該当する事実等を記載

第9 まとめ

よって、申立人は、児童福祉法28条1項1号、27条1項3号に基づき、児童を〇〇に入所させることを承認するとの審判を求めらる。

当事者等目録

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

申立人 ○○ ○○

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

児童 ○○ ○○
(平成○○年○○月○○日生)

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

児童親権者 ○○ ○○

別添15 (略)

当事者等目録

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

申立人 ○○ ○○

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

児童 ○○ ○○
(平成○○年○○月○○日生)

郵便番号 ○○○-○○○○
住 所

児童親権者 ○○ ○○

別添15 (略)